令和元年　８月　定例教育委員会　　会議録

１　日　　時　　令和元年　８月２９日（木）　　開会　１５時００分　　閉会　１６時２５分

２　場　　所　　福井市役所８階第３委員会室

３　出 席 者　　教 育 長　　吉川　雄二
教育長職務代理者　　佐藤　藤枝
教育委員　　木村　敦子
教育委員　　春木　伸一
教育委員　　多田　和博
＜事務局職員＞
教育部長　　内田　弥昭
少年対策参事官　　谷口　敏英
教育次長　　向井　成人
副理事　　桑原　浩明
（生涯学習課長事務取扱）
図書館統括館長　　松浦　茂一
教育総務課長　　馬來田　善準
学校教育課長　　氣谷　達郎
保健給食課長　　坂井　小由里
青少年課長　　松田　玲子
スポーツ課長　　石井　　穣
文化財保護課長　　天谷　賢一
図書館長　　中野　裕三
みどり図書館長　　橋詰　　豊
調整参事　　黒川　忠興
教育総務課　副課長　　前川　昌司
図書館副館長　　山本　恭唯
教育総務課　課長補佐　　吉川　貴大
教育総務課　主幹　　吉田　浩一
桜木図書館　主幹　　佐藤　秀樹
教育総務課　副主幹　　織田　久美子

４　議　　題

議　案

第２１号議案　市議会定例会提出議案（令和元年度福井市一般会計補正予算）に同意することについて

第２２号議案　令和２年度使用小中学校教科用図書の採択について

第２３号議案　福井市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正について

第１０号報告　専決処分（福井市少年自然の家運営協議会委員の委嘱）の承認を求めることについて

第１１号報告　専決処分（福井市図書館協議会委員の委嘱）の承認を求めることについて

報　告

（１）令和元年度全国学力・学習状況調査の結果について

（２）平成３０年度　児童生徒の問題行動調査・不登校状況等生徒指導上の諸問題に関する調査（速報値）について

（３）福井市社会教育功労者表彰（市長表彰・教育委員会表彰）に関する要領の改正について

（４）福井市体育施設の利用料金に関する規則の一部改正について

５　議事の経過

（１）開会、教育長あいさつ

（２）会議録署名委員の指名　　佐藤　藤枝 委員　　多田　和博 委員

（３）議事の要旨

吉川教育長	まず、第２１号議案　市議会定例会提出議案（令和元年度福井市一般会計補正予算）に同意することについては、市議会上程前につき、非公開を要する案件なので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定により、会議を非公開としたいが、御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	異議なしとのことなので、第２１号議案は非公開とし、後ほどの審議とする。
吉川教育長	次に、第２２号議案　令和２年度使用小中学校教科用図書の採択については、事務執行上、非公開を要する案件なので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定により、会議を非公開としたいが、御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	異議なしとのことなので、第２２号議案は非公開とし、後ほどの審議とする。
吉川教育長	次に、第２３号議案　福井市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正について、事務局から説明を求める。
事務局 （スポーツ課長）	福井市体育施設条例第３条に規定する指定管理施設の枠組みの改正に伴い、規則第２条に規定する指定管理の枠組みを改めるもので、指定管理施設に中藤屋内運動場を加え、美山庭球場ウインクを除外する。なお、施行期日については令和

２年４月１日である。

吉川教育長　ただ今の説明について、御意見、御質問等はあるか。

―　特に意見なし　―

吉川教育長　それでは第２３号議案　福井市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長　それでは第１７号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長　次に、第１０号報告　専決処分（福井市少年自然の家運営協議会委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局（青少年課長）　福井市少年自然の家運営協議会の委員について、福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例及び同施行規則に基づき委嘱している。この度、空席となっていた委員１名について、推薦依頼した団体から後任の推薦があったことから、専決処分により委嘱を行なった。なお、委嘱期間は令和元年８月１日から令和３年６月３０日までである。

吉川教育長　ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。

―　特に意見なし　―

吉川教育長　それでは第１０号報告　専決処分（福井市少年自然の家運営協議会委員の委嘱）の承認を求めることについて、報告のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長　それでは第１０号報告について報告のとおり承認することとする。

吉川教育長　次に、第１１号報告　専決処分（福井市図書館協議会委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局（図書館長）　福井市図書館協議会の委員について、福井市図書館の設置及び管理に関する条例および同施行規則に基づき委嘱している。この度、委員の推薦をお願いしている団体から委員交代の申し出があったことから、専決処分により委嘱を行なった。なお、委嘱期間は残任期間の令和２年６月３０日までである。

吉川教育長	ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	それでは第１１号報告　専決処分（福井市図書館協議会委員の委嘱）の承認を求めることについて、報告のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	それでは第１１号報告について報告のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に報告事項に移る。 まず、報告（１）令和元年度全国学力・学習状況調査の結果については、事務執行上、非公開を要する案件なので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定により、会議を非公開としたいが、御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	異議なしとのことなので、報告（１）は非公開とし、後ほどの審議とする。
吉川教育長	次に、報告（２）平成３０年度　児童生徒の問題行動調査・不登校状況等生徒指導上の諸問題に関する調査（速報値）については、事務執行上、非公開を要する案件なので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定により、会議を非公開としたいが、御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	異議なしとのことなので、報告（２）は非公開とし、後ほどの審議とする。
吉川教育長	次に、報告（３）福井市社会教育功労者表彰（市長表彰・教育委員会表彰）に関する要領の改正について、事務局から説明を求める。
事務局 （生涯学習課長）	福井市社会教育功労者表彰（市長表彰・教育委員会表彰）に関する要領の改正について、今回改正するにあたって、福井市社会教育功労者被表彰者を選考する上で、欠格事項から「成年被後見人又は被保佐人である者」と「市税を滞納している者」の２つを削除するものである。 ―　以下、改正の概要を説明　―
吉川教育長	ただ今の報告について、何か質問等はないか。

春木委員	これまでに「市税を滞納している者」という欠格条項に該当した事例はあるのか。候補者を推薦する人は分からないのか。
事務局 （生涯学習課長）	過去に事例はあったようだ。推薦者はそこまでは分からない。
吉川教育長	表彰した後からこういった問題が出てきた時に、教育委員会としてチェックしていなかったことが問題にならないのか。
春木委員	法律上はっきりしているので、それは問題ない。
佐藤委員	法律で決まったということは、国や県からの表彰も同様なのか。
事務局 （生涯学習課長）	それぞれの表彰のルールがあるので、全てというわけではない。
吉川教育長	国や県から税金滞納に関する調査を求められたら、どう対応するのか。
事務局 （生涯学習課長）	国や県の表彰に対しては、候補者本人の同意を得た上で調査を行うことなる。
多田委員	法律上は理解するが、感情的にはなかなか理解できない。福井市長が表彰するのなら、市税は関係あるのではないかと思う。滞納している人を表彰することに対して、良いと思っているかどうかの問題で、滞納することは良くないことだけど、法律上分からないからなのか、滞納してもいいんだよと開き直っているのか、どのように考えているのか。
事務局 （生涯学習課長）	滞納していても良いという考えではない。福井市教育委員会表彰規則の中で、表彰することが適当でないと認められるものは、表彰を行わない規定もあることから、こちらを厳格に運用していきたい。
佐藤委員	犯罪歴のような情報はどうなるのか。
事務局 （生涯学習課長）	賞罰に関する情報は戸籍に記されているが、住民基本台帳法の中で表彰に関わる調査の場合、本人の同意が無くても調査可能となっている。
吉川教育長	本人の同意が得られれば、滞納に関する調査をかけることができるのか。
事務局 （生涯学習課長）	可能である。

吉川教育長	表彰の候補者が推薦されてくるのはいつ頃なのか。
事務局 （生涯学習課長）	例年６月頃である。
吉川教育長	表彰の候補者について、教育委員会で審議しているのか。
事務局 （生涯学習課長）	審議していない。
吉川教育長	そうなると、教育委員会として表彰することが適当でないと認める場が無いことになる。教育委員会で審議して承認を得る必要があるのではないか。
事務局 （教育部長）	今後、表彰に関することは教育委員会にお諮りしたい。
吉川教育長	今年度分については、来月の教育委員会での審議としたい。 本要領の改正については、報告のとおりとし、今後表彰に関することは教育委員会で審議することとする。
吉川教育長	他に何かないか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	次に、報告（４）福井市体育施設の利用料金に関する規則の一部改正について、事務局から説明を求める。
事務局 （スポーツ課長）	先の第２３号議案　福井市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正と同様に、指定管理施設の枠組みの改正に伴い、規則第３条に規定する指定管理の枠組みを改めるものである。なお、施行期日は令和２年４月１日である。
吉川教育長	ただ今の報告について、何か質問等はないか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	次に、先ほど非公開とした案件の審議を行う。 （第２１号議案、第２２号議案、第１号報告及び第２号報告の審議については、結果も含め非公開）
吉川教育長	予定していた審議事項は以上であるが、他に何かあるか。

事務局 （保健給食課長）	お手元に福井市小学校連合体育大会の案内を配布させていただいた。開催日は９月１９日（木）、予備日２０日（金）、会場は福井県営陸上競技場となっているので、委員の皆様には是非御出席いただきたい。
吉川教育長	最後に事務局から次回の日程についてお願いする。
事務局 （教育総務課課長補佐）	次回の定例教育委員会について、９月２５日（水）１５時００分から、場所は福井市役所８階第３委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。
吉川教育長	以上をもって会議を終了する。

令和元年９月２５日

署名委員　　佐藤　藤枝

署名委員　　多田　和博

会議録作成職員　　吉田　浩一